

大量破壊兵器不拡散問題と国際体系の変化

納 家 政 嗣

はじめに

冷戦終結後十年間にはまさに激動といえるほどに多くの事件が生起した。そうした事件の連鎖のなかでは歴史の動向をそれぞれの事件の短期的な因果のなかで理解し、納得しているために、逆に長期的な文脈の変化を明確に意識するのは難しい。冷戦後の軍備管理問題の変貌も、そのような変化の一つである。長らく懸案であった米ソ(後ロシア)間の実質的な核軍縮が実現したこともさることながら、イシューしての大量破壊兵器(以下WMDと略す)の不拡散が軍備管理の中心的課題のように急浮上してきたのである。核、化学、生物兵器の軍縮、不拡散、禁止の取り決めのほか、これら兵器の原料、関連資

器材の輸出規制体制が殆ど一挙に整備された。また本来大量破壊兵器ではない運搬手段の弾道ミサイルにも、それに準じ輸出規制の体制が拡大されている。何故このように大量破壊兵器不拡散の制度化が特に進展したのか、また今後この普遍的な体制をどこまで強化できるのであろうか。本稿では、この問題の今後の実証的な研究のために、そのコンテクストを仮説的に素描してみたい。

一 不拡散思想の確立

最初に二つの概念的な問題に触れておこう。一つは大量破壊兵器である。この兵器カテゴリーが明確になったのは、非在来型の生物兵器ができたり第一次大戦で化学兵器が使用されたりした時ではなく、実は戦

後になって核兵器(当初は原子兵器)が完成した後のことであった。即ち核兵器から逆算して生物、化学兵器を含め、「従来からある(在来型、通常 conventional)兵器」と区別される兵器カテゴリーができたのであった。

このことは今なお国連文書などで用いられる「核その他の大量破壊兵器」という表現にも暗示されている⁽¹⁾。そして冷戦期にはWMDといっても核兵器が焦点であったのが、冷戦後再びこのWMDという兵器カテゴリーが重要な意味を持ち始めた点に注目したい。

もう一つは、「不拡散」という考え方である。一九六〇年代半ば以来、それは常識的に軍縮・軍備管理の一部門と考えられて怪しまれなかった。しかし特定の兵器を誰(通常は国家)がもってよく、誰がもってはいけないというの、主権平等原理とは矛盾するかなり奇妙な規則といわなければならぬ。近代以降の軍備を規制しようとするアプローチは、概念的には軍備縮小(disarmament)論、戦争法、軍備管理(arms control)の三つに大別できるが、不拡散はそのいずれからも直接に発展してきたとは考えられない。歴史的経緯を辿ると、不拡散思想を結晶させた要因として行き着くのは、結局ここ

でも核兵器の登場なのである。

核兵器はなぜこのような概念を生み出したのであろうか。一つにはこの兵器の破壊力が余りに大きく(B・プザンのいう「防衛のディレンマ」の頭在化⁽³⁾)、その殺傷・破壊の盲目性、無差別性は戦争法を殆ど無意味にしかねなかったことがある。その意味では一九二五年のジュネーブ議定書で使用が禁止された化学兵器以上に禁止されてしかるべき兵器だったのである。しかし第二にそれだけに敵を縮み上がらせる(一般的に言えば抑止)効用も突出して大きかった。こうして一般的に言えば規制は必要であるが、他方軍事的効用も利用したいというところに、新しい概念が求められることになったのである。以下にその過程を簡単に辿って見たい。

核兵器が国際政治に登場した時、最初の反応の一つはその非人道性に対する戦争法的関心であった⁽⁴⁾。このような関心は冷戦期にも国際社会から消えることはなく、放射性降下物や原発事故などを通じて核兵器の効果についての知識が浸透するにつれてむしろ一貫して強まった。

しかし、特にソ連が一九四九年に最初の原爆実験に成功した後の激しい軍備競争の下では、このような戦争法

的考慮が働く余地は殆どなくなり、勢力均衡上の考慮が前面に躍りてた。米ソが多少でも核戦力の規制に関心を示すようになったのは、一九五〇年代に水爆に加え弾道ミサイルが実戦化され、相互抑止が相当に安定していることがあきらかになった一九六〇年代半ばのことである。その時に米ソが抱いた最初の関心が、相互抑止を可能にしている核の軍事的効用は生かしつつ、規制の要求にも応える道を見いだすことであった。一九六三年の地下を除く大気圏内の核実験を禁止した部分的核実験禁止条約(PTBT)はそうした模索の第一歩で、これが米ソ以外の国の核開発を防止する狙いをもっていたことはよく知られている。そして不拡散概念を最終的に明確にしたのは、いうまでもなく一九六七年初までに核兵器実験を行った五か国を核兵器国とし、それ以外の諸国の核兵器の製造、保有などを禁止した核不拡散条約(NPT)であった。

なぜ現在の核兵器国が五か国かということには、偶然以上の根拠は殆どない。規則形成という点で重要なことは、むしろ非核兵器国がこの差別的構造をどうという理由で承認したかにある。最も重要だったのは第一に一九五

〇(一)六〇年代の米ソの軍備競争の結果、その他の諸国による新たな核開発では到底米ソと対等の水準まで追い付くことができないほどに格差が開いていたことであろう。多くの諸国はこの力関係の現実を追認したに過ぎなかった。第二にいよいよ明確になる二極構造のもとでは中立が難しい多くの主要国にとって、その安全を米ソいずれかとの同盟(核抑止力)に依存することは、それなりに合理的な選択であった。第三に戦争法的な関心に立脚する広範な核反対の世論があったから、能力があるにも関わらず核兵器の開発・保有の道を選ばないことには道義性があり、対外政策として必ずしも不利ではなかった。⁽⁵⁾ こうした大量破壊兵器に対する広範な禁忌感がなければNPTが広範に受入れられたかどうかは疑わしい。一九七六年に日本、一九七七年にスイスが加盟する頃までにNPTが狙いとしていた対象国はとりあえず二五年間はこの格差を受入れたのである。⁽⁶⁾

NPTは核抑止体制を維持したまま、とりあえず増やさないとという点では将来の軍縮への前向きの一歩を感じさせた。ただしここでは核兵器を増やさないと、核兵器「国」を増やさないとという論理に置き換えられた。

誠に巧妙な概念形成であった。当時拡散が懸念された諸国がほぼすべてこの論理を受入れたことで、NPTは当初の狙いからいえば成功した。

ところで兵器種間の相関に注目すれば、⁽⁷⁾こうして不拡散思想が核兵器を中心にして確立されたことは、他の大量破壊兵器の役割に影響を与えた。冷戦下で核抑止体制が安定化し、米ソ間の戦争が考えにくくなると、その他の大量破壊兵器の抑止兵器としての有用性は低下していったのである。少なくとも米ソ及び主要国の兵器庫においては生物兵器、化学兵器は中心的な戦略兵器でなくなつた。一九六九年一月にR・ニクソン米大統領は既に生物兵器の放棄を一方的に声明していた。ジュネーブ議定書以来、BC兵器と一緒に扱われてきたが、一九七二年に米ソは生物兵器・毒素兵器の切り離し処理に合意し、まずその禁止条約が成立した。⁽⁸⁾こうして大量破壊兵器は、核兵器によって代表されるようになった。

二 体制の原理的問い直し

それではNPTが成功したにもか関わらず、核不拡散問題が一貫して重大な問題であった、少なくともそのよ

うな印象を与え続けたのはなぜであろうか。一九七〇年代以降の研究はこれまで、ともすれば戦後になって国際社会に登場してきた新興独立国への拡散の懸念が出てきたというコンテクストで議論してきたように思われる。

実際、それを懸念させるような発展があった。一つは第四次中東戦争に際してアラブ側が石油武器化政策をとり、石油価格が四倍にも高騰し石油危機を引き起こしたために、途上国を含む多くの諸国が原子力発電への関心を高めた。発電の普及は、当然ながら使用済み燃料からの核分裂性物質の蓄積、従って途上国への核拡散の可能性を高める。第二に原子炉、核燃料、ウラン濃縮、使用済み燃料の再処理など原子力市場の米ソ独占体制が崩れたことである。イギリス、カナダ、フランス、西ドイツ、そして将来は中国も供給国として市場に参入することが予想されるようになってきた。実際に西独とブラジル、フランスとパキスタン、韓国などとの原子力商談が始まっていた。米ソ独占の原子力市場を通じる管理は困難になったのである。⁽⁹⁾折りしも一九七四年にインドがラジャスタン州の砂漠で核爆発装置の地下爆発実験を行ったことは、このような懸念に一挙に現実味を与えた。実際には

インドは例外的な核開発先進国であったが、しかし地域大国による、他の先進国に依存しない核開発が現実となつたとの印象が強まり、NPTでは統制し得ない途上国間の拡散の連鎖が懸念されるようになったのであった。

途上国への核拡散というこの捉らえ方が全面的に誤っていたわけではない。しかしいずれの途上国が実際に核兵器開発の意図をもち、能力があつたかを子細に検討してみると、実はこのような文脈での議論は必ずしも妥当でなかつたことは明らかである。石油危機の際に懸念されたほど多くの途上国が原子力発電に乗り出したわけではなかつたし、原発導入を検討しながら後に資金や技術面の困難から計画を撤回した国も少なくなつたのである。核拡散問題が継続したより大きな理由は、主要先進国対途上国ないし非同盟諸国（とりわけ地域大国）という対立構図の中で、「不拡散」という考え方自体を不平等として否定する論理が高唱されるようになったことであつた。新興独立国は国連加盟によつて政治的には独立が認められても、経済社会的な自立には大きな困難を抱えていた。ネーション・ビルディングや開発は国際社会全体の課題のような様相を呈するに至つた。⁽¹⁰⁾ 国連は六

〇年代を「開発の一〇年」に指定して開発促進に努力した。しかし大きな成果はなく、第三世界として括られる途上国は次第に先進国主導の「不公正な」国際経済体制そのものを告発するに至り、「グループ77」に結束してブレトンウッズ体制の不公正を是正する「新国際経済秩序(NIEO)」を要求するに至つた。⁽¹¹⁾ こうした途上国間の戦後国際体制の不公正をつく議論が勢いを得てくると、途上国はNPTも体制の不平等性の典型的事例としてブレトンウッズ体制の不公正と重ね合せて取上げるようになったのである。

独立間もない諸国が主権概念に敏感であつたのは当然である。主権平等の原理、義務の均衡論を基礎にNPTの正当性は原理的に問い直されることになった。核兵器国はNPT六条で約束した核軍縮を正面から求められた。軍縮で浮いた資金を援助にあてる「軍縮と開発」論を通じて議論は南北問題に繋がつていた。非同盟諸国は当時米ソが進めていた戦略兵器制限交渉(SALT I)を、核軍縮とはいえないとして発効後五年ごとに開催されるNPT再検討会議(一九七五年第一回)のたびに具体的な不拡散と核軍縮のリンクを主張した。この論理は、核

軍縮が進まないのであれば、途上国には核開発のオプションを保持する権利がある、ことを含意していた。

これがNPT体制の正当性に重大な影響を与えた。既に述べたようにNPTによる階層化にはそれほど堅固な根拠があるわけではない。それを支えたのは二度の世界大戦の経験から関心が勝利や戦い方よりも、どのようにして戦わずにすみますか(戦争回避)⁽¹³⁾に移り、また米ソの二極構造に取り込まれていた先進国に働いた、歴史の教訓及び、不平等性のコストと核武装により得られる安全保障利益を秤にかける政治的な計算であった。途上国にはそのような考慮は働かなかった。

現実には核開発が懸念されたのは、周辺諸国と根深い対立を抱え、安全保障上の不安が著しく大きいか、核保有を通じて大国クラブの仲間入りを果したいという強い抱負をもった諸国に限られていた。たとえば中東のイスラエルとエジプト、イラク、シリアなどアラブ諸国、アメリカでは南アフリカ共和国、南米ではアルゼンチン、ブラジル、チリ、東アジアでは韓国、台湾、南アジアではインド、パキスタンなどであった。しかし南北対立の構図は、そのような個別の動機を覆い隠し北の世界の核軍

縮が進まないのであれば南の世界の核開発も許容されるという、原則論の前にNPT体制の正当性は大きく動揺したのである。途上国の数からいっても主権平等の原理論の強さからいっても、これを論破することは至難であった。核拡散問題が一層悪化していくかのような印象が継続したのは、現実の問題というよりこのような抽象的なレベルにおいてだったのである。

ところで工業化の進展とともに途上国の中に化学兵器への関心を高める国が出てきたことにも注目しなければならぬ。化学兵器は「貧者の核兵器」といわれ、パキスタンとの三度の戦争を経験したインドの研究者が化学兵器の保有により戦争が回避できるならば遥かに安上がり、と公言して憚らなかつた。米ソが化学兵器の規制を取上げるようになったのは、一九八〇年以降のイラク・イラン戦争で化学兵器が実戦使用されたことであつた。⁽¹³⁾化学兵器もまた「不拡散」が動機となつて規制交渉が始まったのであつた。化学兵器禁止の条約化は結局冷戦後を待たなければならず、この間の対応は、ここでも「オーストラリア・グループ」(一九八五年、九二年に生物兵器にも拡大)の結成とこれによる関連物質、資器材の

供給規制体制の強化に限られていた。⁽¹⁴⁾

三 体制強化の要因

以上の議論から冷戦後の不拡散体制の強化の一半の意味が、途上国が原理論を持出さなくなったことだということとは明らかであろう。なぜそのような変化が生じたのか、それはなぜ体制の強化に結びついてたであろうか。

一つの要因はいわゆる第三世界が、不拡散の規範そのものを受入れたということよりも、上のような原理論を唱えることが先進国に対する梃になるような状況ではなくなり、また途上国世界にも格差が生じ、第三世界としての結束が崩壊していったことである。六〇年代の援助論も七〇年代の交易条件の改善を求めるNIEOの宣言も、政治的には花々しかったが経済的には殆ど見るべき成果をあげることができなかった。この間の二度の石油危機で富裕な産油国と非産油途上国の格差は急拡大し、またアジア、ラテン・アメリカの途上国の中には時に開発独裁とよばれる強力な政治指導の下に、輸出主導、国際経済への参入による発展戦略に成功する新興工業国・地域が現れた。

これに促されるように主要援助国、国際援助機関は、市場志向の経済構造、発展戦略を重視するようになった。それは八〇年代のサッチャー・レーガン主導の新しい自由主義的な潮流でもあり、とくに累積債務を抱える途上国に対しては構造調整政策が強調された。⁽¹⁵⁾ 加えてこれが七〇年代半ば以降のS・ハンチントンのいう民主化の『第三の波』⁽¹⁶⁾と共鳴し、市場経済化、民主化を援助、融資の条件とする方向が途上国政策の主潮流となったのである。

国際経済は八〇年代を通じて、情報技術の発展に支えられ、急速に情報化、金融化、サーヴィス化して、グローバル・エコノミーと呼ばれる状況が現出した。南北間の格差は、所得格差では捉えられない経済システムの質的な格差となり、途上国は発展のためにはこの日米欧主導の国際経済に適応せざるを得なくなっていた。構造調整政策は、個別に見ると途上国の経済、社会にとっては弊害も大きかったが、冷戦の終結はこのような流れを一挙に加速し、多くの途上国は債務処理、投資や援助の受入れを通じてグローバル・エコノミーの周辺に組み込まれていった。これが不拡散問題にも大きく影響した。北側の先進諸国、金融、援助機関が開発支援の条件として

紛争解決や軍事費の規模、大量破壊兵器開発を問題にするようになったからである。既に八〇年代を通じてNPT加盟国は大幅に増加していた。

従って不拡散体制の普遍化という意味での体制強化の流れは冷戦終結以前に既にできていたといえるべきであろう。冷戦終結はそれを加速した。先進国は途上国支援の基準として民主化や市場経済化、軍事費抑制、大量破壊兵器の放棄を一層明確に掲げるようになったから、大量破壊兵器開発に対する曖昧な態度をとることは極めて難しくなった。頼りにすべき中国やソ連も市場経済へ移行を開始して日米欧に大きく依存していた。米ソの核軍縮の進展により核兵器国に軍縮を迫る手段として非同盟の核オプションを残すという議論も迫力を失った。

実際に長い間拡散懸念国であったブラジルとアルゼンチンが軍政から民政移管への過程において累積債務を処理し経済再建を進める中で核兵器開発の放棄に動き出した。一九九一年両国は核開発放棄と国際原子力機関による全面査察の受け入れで合意し、その後アルゼンチンは九五年、ブラジルも九八年にNPTに加盟した。南アフリカ共和国の白人支配が終焉したのもこの過程において

であった。ソ連が緊張緩和政策の一環として南部アフリカ介入を停止したため、南アフリカ共和国にとって脅威は大幅に低下したし、白人政権は民主化(＝黒人多数派支配体制移行)の前に開発した核兵器を処分し、一九九一年にNPTに加盟した。⁽¹⁷⁾ こうして不拡散体制のスコープが拡大したのは、途上国が原理論を持出すのを止め、国際社会の既存の秩序に適應せざるを得なかったからであった。⁽¹⁸⁾

しかしそれだけで不拡散の制度化が進んだわけではない。冷戦の終結に伴うもう一つの要因が作用した。それは二極構造の崩壊とアメリカの覇権の再確立にともなう制度作りという側面である。ただアメリカがそれを必ずしも積極的に行ったわけではなかったという点は、今後の不拡散体制の問題点を理解する上で重要なことである。端的にいえば社会主義体制の崩壊はアメリカに敵の喪失という厄介な問題を突きつけた。さらにいえばアメリカは世界大国として維持すべき対外的コミットメント、それに必要な軍事力の必要性を、敵が不明な状況で国内にどう説明するかという困難な課題を抱え込んだのであった。軍では冷戦後の地域紛争対処の投射能力重視の戦力

態勢への移行を考え、二つの主要な地域紛争対処を想定した場合の所要戦力は、冷戦期の戦力からそれほど大きくは削減できない、との見通しをもっていた。しかし冷戦終結に伴い米軍半減論(R・マクナマラ)もでるほどの「平常への復帰」(軍の削減)論や平和の配当への期待のなかでは、このような軍の意向を前面に掲げることには難しかった。ブッシュ政権が一九九〇年八月に発表した地域防衛に比重をかけた基盤戦力(The Base force)構想はまだ冷戦戦略の名残を留めるとともに、戦力削減を印象付けようとしていた。⁽¹⁹⁾

しかし一九九〇年秋以降は、「二つの大規模地域紛争(MRC)に対応する能力」を冷戦後の保持すべき戦力とする方針が政権内に定着していった。地域紛争対処型に再編した上で冷戦期のおよそ四分の三程度の戦力を維持する、それ以上の大幅削減はできないということであった。この過程は冷戦後強まっていた国内(経済)優先主義に対する説得の過程であったが、ここで決定的な役割を果たしたのは湾岸危機、戦争であったことは疑いない。サダム・フセインはヒトラーに擬えられ、新しい脅威としての「ナラズモノ(rogue)国家」のイメージを具体

化したし、大量破壊兵器の脅威が喧伝されるようになったのは軍事制裁の準備を始めた危機発生二か月後からであった。⁽²⁰⁾

九一年に入り戦争が勃発するともシイラクのような挑戦が二箇所でも同時発生したならば、ソ連が解体したと言っても冷戦期の緊張に劣らない重大な危機状況となるであろう、という情勢論が急速に説得力をもつようになった。⁽²¹⁾そして戦争後の査察により、イラクが生物兵器、VXを含む化学兵器、さらに核兵器まで含めすべての大量破壊兵器の開発を進めていたことが明かになると、もし大量破壊兵器を入手してしまえば湾岸戦争型の大規模な戦力を集中した対応も不可能になるであろう、従って、と議論はさらに大量破壊兵器の拡散防止が冷戦後の安全保障問題の中心となるべきであると展開された。「ナラズモノ国家」「大量破壊兵器不拡散」「二つの主要地域紛争対処」は、その後の米国防態勢の骨格となったのである。それが「ナラズモノ国家」という分りやすい犯罪者イメージで語られ、それゆえに不拡散体制も国内体制まで問うような性格を帯びていったのは、これが当初、軍の組織防衛とそのため国民への新たな脅威の説明であ

ったことと無関係ではない。

南北関係の変化とアメリカの内政上の要因が出あったところで不拡散体制は一気呵成に強化された。一九九三年に化学兵器禁止条約が成立し、一九九五年のNPTの無期限延長は全会一致ではないが「無投票」で決定された。非同盟諸国はもはや対抗して結束することはなかった。国際原子力機関(IAEA)による検証体制も強化された。NPT恒久化に伴う課題とされた、PBT以来の懸案、包括的核実験禁止条約(CTBT)は、翌年国連総会の審議参加一六六か国中、一五八か国の支持を得て採択された。生物兵器禁止条約の加盟国は一四〇か国を越え、新たに検証体制の強化が進められている。化学兵器禁止条約には既に一二六か国が署名し、NPT加盟国は一八七か国に達した。

ただしこれはWMDへの禁忌感の浸透を示していると同時に、各種の輸出管理体制に見られるように北側先進国による現状維持的な途上国管理という性格をもって見られることも見逃されてはならない点であろう。

四 体制強化が生み出す挑戦

WMD不拡散体制はこうして冷戦終結を機に恐らく国際秩序としては異例なほどに制度化されたが、依然としてイラク、北朝鮮、あるいはインド、パキスタンなどの挑戦が続き、拡散問題はむしろ深刻化しているような印象さえ与えている。最後にこうした挑戦の性格を検討してみたい。

結論からいえばこれらの残る挑戦は従来の拡散問題とは質的に異なり、むしろ体制強化自体が生み出した問題のように思われる。そこには今日、強化された諸制度の性格が少なからず関わっている。今日の不拡散体制には普遍的なアプローチ中心というほかに、アメリカ外交については「法律主義的、道徳主義的」な性格が濃厚なのである。⁽²³⁾ アメリカ主導の冷戦後秩序は、市場経済化、民主化、人権を重視して国内体制のあり方まで問い質し、大量破壊兵器に手を出す国家は犯罪者、「ナラズモノ(roguer)」であり、これを改変か体制変革か敗北に追込む執拗さは、是非には議論があるが秩序のアメリカ的性格を改めて感じさせる。イラクや北朝鮮に対する国際社会の対応に伝統的な国家対国家の関係というより、国内社会における「警察 対

「犯罪者」といった構図が感じられるのはこのためである。

このような秩序、不拡散体制がたとえば民主化すれば現政権が崩壊しかねない独裁体制、政教一致体制、世襲体制などにとっては文字通り死活の脅威となることは明らかであろう。また大国への野心をもつ地域大国にとっては、米日欧によるグローバルな市場経済のもとでは周辺に追いやられがちのところへ、核開発のオプションまで封じられると半永久的に大国の地位を望めなくなると感じる国もあることは容易に察せられる。不拡散体制への挑戦はほぼこうした諸国に限られているのである。

一つの挑戦はNPT加盟国によるものである。先に触れた湾岸戦争で破れて以降イラクは国連の監視下にあるが、国連イラク特別委員会(UNSCOM)に対する査察妨害を繰り返し、大量破壊兵器開発の完全な放棄、停止を確認できない状態が続いている。拡散疑惑のたびに小出しに石油輸出制限の緩和を獲得し、ついには監視体制から脱しようとするやり方は、大量破壊兵器開発が今や駆け引きの手段となっていることを示す。追込まれれば追込まれるほど、イラクにとって大量破壊兵器は、生存を維持しアラブ世界に有力国として復帰するために重

要性が増すであろう。

似たような挑戦は、北朝鮮の核開発疑惑にも見られる。北朝鮮は一九九四年六月のカーター米大統領の訪朝を機に、過去の疑惑はとりあえず棚上げ・凍結し、その見返りとして北朝鮮は軽水炉二基の建設・供与と完成まで重油の供給を受ける米朝枠組み合意に同意した。しかし北朝鮮はその後も査察に条件を付すなど合意は円滑には履行されず、また新たに核開発疑惑(寧辺北東の千倉里の地下施設)、弾道ミサイルの輸出や発射問題を引き起こし、その都度アメリカを直接交渉に引出し、食糧援助や制裁解除を獲得している。⁽²⁴⁾

もう一つの挑戦は一九九八年五月一日、一三日のインド、これに対抗する五月二八日のパキスタンの核実験として現れた。両国はイラク、北朝鮮の比ではなく核開発能力が高いため世界を震撼させたが、いずれも従来からの懸念国でNPT未加盟であるから、とくにインドは(イスラエルと共に)もともと不拡散体制によって統制できる国とは考えられていなかった。その意味で先のイラク、北朝鮮とは全く異なる挑戦といえるが、ここでも注目したいのは不拡散体制強化の影響である。インドに

としては体制強化の一環である一九九六年の包括的核実験禁止条約(C T B T)の採択で状況を読み誤って孤立し、国際社会から不断にこれへの加盟を迫られる立場に追込まれたことが大きかった。インドは七四年に実験を行って以来、能力はあるが核武装しない、いわゆる「核オプション」政策をとってきたが、九六年段階でC T B Tに加盟し能力を誇示する機会が封じられると、極めて限定された能力に止まることが世界に明らかとなり、この政策が成り立たなくなるような窮地に追込まれたのである。

インドは九八年五月の実験にコンピュータによる臨界前実験技術を確立するためのデータ収集と称する実験を含めていた。これはC T B Tが爆発を伴わない未臨界実験を禁止していないことに注目し、その能力を明らかにすることによってたとえ将来C T B Tに加盟しても核開発が可能であることを明らかにし、「核オプション」政策を維持しようとしたものと考えられる。従って実験にもかかわらず、本格的に核武装するのかどうかは必ずしも自明ではない。このような核実験はパキスタン、中国を睨んだ安全保障政策であるが、一貫して大國志向の極

めて強いインドの事実上の核兵器国としての認知を得る駆け引き材料という性格も強かった。⁽²⁵⁾

以上のように体制に対する挑戦が継続しているように見えるものの、その性格は六〇、七〇年代の核拡散問題とは大分異なっている。一つには挑戦国の数は極めて限られている。イスラエルに次ぐインド並の能力と意志をもつ国家が出てくる可能性は非常に低い。それはインドの実験が孤立の打開という意味をもっていったことからもうかがわれるであろう。またアメリカは「ナラズモノ国家」ドクトリンでイラク、北朝鮮に続く懸念国としてイラン、シリア、リビアなどを上げるが、これら諸国の核開発能力は疑わしい。しかも湾岸戦争時のイラクのように一〇〇万の兵力、五〇〇〇両を越える戦車、七〇〇機弱の戦闘機を擁する軍事大國は、実は北朝鮮を除いては余り見当たらない特殊な事例なのである。アメリカの「二つの大規模地域紛争対処」能力は、特殊な国家を基礎に一般的な戦略を構築している面があると言わなければならない。

もう一つは大量破壊兵器は軍事力ではあるが、その機能はここでは伝統的な攻撃や防衛、抑止ではないことで

ある。それは極特殊な国やテロリスト以外の正規軍にはなかなか手を出しにくくなった兵器であり、巨大な軍事的な能力格差がある中で生存や威信を脅かされた国家にとって政治的認知や援助、制裁緩和を得る唯一の駆け引き材料なのである。²⁸⁾ これらの諸国にとって駆け引き材料になるのは核兵器に限らない。国際社会が禁忌感を高めている兵器ならばその種の効用があるのであって、だからこそ不拡散問題は冷戦期の核不拡散から今日の大量破壊兵器の不拡散に拡大したのである。

こうして不拡散体制は強化されたが、それが新たな挑戦を生み、挑戦国は追込まれれば追込まれるほど生存のために大量破壊兵器にしがみつくと。それに対して制度の破れ目をどうにかして塞ぎ、さらなる強化で対処しようとすれば、それだけ挑戦国の「弱者の恐喝」が一層効果的になるといってデレンマがある。恐らく発展段階も政治文化も異なる多様な国家が併存する国際社会において普遍主義的な制度がその機能の限界にさしかかっているであろう。今後も普遍的な制度論的アプローチで対応するのが妥当かどうかには検討の余地が出てきたのである。

おわりに

最初の枠組みに戻れば、アメリカは大幅に削減するとはいえ当面核抑止を放棄するつもりはなく、他方冷戦に「勝利」した後の現状の維持のためには、不拡散思想は一層重要になった。そのための制度化は国際政治経済体制がアメリカおよび西側先進国主導のグローバルなそれとなり、多くの諸国がこの体制に適応せざるを得なくなったことの一部として受容された。しかし不拡散体制の高度化は、アメリカ主導の冷戦後秩序に追詰められた国家のギリギリの挑戦を生み出した。勿論、残る挑戦の放置はここまで発展した規範を後退させることになり、政治的に愚かであろうし、また制度は挑戦に対して絶えず更新する努力がなければ劣化する。

ただ本稿で明らかになったのは、それに普遍的な体制のさらなる強化で対処できると考えるのは、ある種の制度論的なユートピアニズムかも知れないということである。体制外にいる大国インドには体制の強化はそれほど意味をなさない。体制内の挑戦に対しても拡散疑惑だけでは安保理における強制措置の決定は困難であろう。

挑戦は制度論的アプローチに慣れすぎると御しがたい難問に思えるが、高度化した制度には逸脱や恐喝は付き物であるし、それに対しては最終的には個別に地域の情勢に密着した、関係国による外交や強制を欠くことができないという至極伝統的な議論に戻るだけのことであろう。

南アジアの場合、インドがどの程度の現状変更国かによって対応は変わるが、核不拡散体制を維持したまま事実上の核兵器国の立場をどのような形式で、どの程度認知するかを長期的に探る外交的駆け引きが焦点となろう。

他方、イラク、北朝鮮やこれに続く体制内の拡散国に対しては、大量破壊兵器を保有しても現政権の認知を含めなんら報酬は得られず、むしろ極めて危険な状況に置かれることを明確に伝え、駆け引きには応じないことが基本となろう。交渉と時に「飴」(報酬)は必要であるが、他方に抑止や対抗の体制がなければ、挑戦国の行動を変えることはできないであろう。挑戦は現代ではいささか生存が難しくなった国内的な政治経済体制を維持するためのアクロバティックな駆け引きであり、これを普遍的な国際体制のなかに取り込もうとすればするほど、駆け引きの材料とされる可能性が高い。

今後は懸念される諸国に望ましい内部変化がおこるまで体制外の個別の地域的枠組みで根気よく抑止し、暴発を管理することによって、普遍的な体制も維持できる段階に達しているように思われる。

(1) 定義は必ずしも明確ではない。原子爆発兵器(原爆)、放射性物質兵器、化学兵器、致死性生物化学兵器、及び破壊効果がこれらに比肩しうるあらゆる兵器、という表現が定義としてしばしば引用される(国連通常軍備委員会作業部会へのアメリカ提出決議案、一九四七年)。今日では環境破壊兵器を含むことも多い。

(2) 前田寿「軍縮問題」、蠟山、武者小路編『国際学』東京大学出版会、一九七六年。藤田久一『軍縮の国際法』日本評論社、一九八五年、第一章三節。藤田久一『国際人道法』有信堂、一九九三年、第一編第一章、第二編第二章。T. Schelling, *Strategy of Conflict*, Cambridge, Mass.: Harvard U. P. 1960; D. L. Clark, *Politics of Arms Control*, N. Y.: Free Press, 1979, part 1.

(3) B. Buzan, *People, State and Fear* (2nd ed.), London: Harvester Wheatsheaf, 1991, Chap. 7.

(4) ソ連は国連原子力委員会で一九四六年に原爆の即時禁止、全面廃棄を主張したが、その根拠は原爆は極めて毒性が強く、既に化学兵器さえ使用禁止されているのであるか

(31) 大量破壊兵器不拡散問題と国際体系の変化

- ら、原爆を禁止するのは当然とらうものであった。U.N. doc. AEC/8 June 24, 1946. 前田寿『軍縮交渉史』東京大学出版会、一九六七年。
- (5) 逆に米ンにとってNPTは相互核抑止体制を新たな核兵器国の出現に攪乱されることなく機能させるための枠組みでもあった。NPTが署名のため開放された翌年、米ンは戦略兵器制限交渉(SALT)を開始した。L. Johnson, *The Vantage Point*, N. Y.: Popular Library, 1971.
- (6) 佐藤栄一・木村修三編『核防条約』日本国際問題研究所、一九七七年(追補版)。
- (7) R・フロンの機関銃、戦車、弾道ミサイルの相関による国際秩序分析が中心となる。R. Aron, "The Anarchical Order of Power," in S. Hoffmann, ed., *Conditions for World Order*, N. Y.: A Clarion Books, 1966.
- (8) 当時の交渉について藤田前掲書『軍縮の国際法』第二章。
- (9) 柿崎紀男『国際原子力戦争』学陽書房、一九七八年、第五一六章。垣花秀武・川上幸一編『原子力と国際政治』白桃書房、一九八六年。
- (10) R. H. Jackson, *Quasi State*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1990.
- (11) 山岡喜久男編『新国際秩序の基礎研究』早稲田大学出版部、一九七九年。川田侃編『今日の南北問題』(経済ミナー増刊)日本評論社、一九七六年。
- (12) R. Jervis, "The Future of World Politics," in R. Art and R. Jervis, eds., *International Politics*, 4th ed. N. Y.: Harper Collins, 1996; J. Mueller, *Retra from Doomsday*, N. Y.: Basic Books, 1989.
- (13) 1984年以降のCWC交渉は、新井勉『化学軍縮と日本の産業』並木書房、一九八九年。
- (14) 輸出管理体制についてはI. Anthony, S. Eckstein and J. P. Zanders, "Multilateral Military Related Export Control Measures," *SIPRI* 1997, pp. 345-401.
- (15) の・ジョージ・F・サハメリ(毛利良一訳)『世界銀行は地球を救えるか』朝日新聞社、一九九六年。大芝亮『国際組織の政治経済学』有斐閣、一九九四年、第三章。
- (16) S. Huntington, *The Third Wave*, University of Oklahoma Press, 1991 (邦訳、坪郷・藪野訳『第三の波』三嶺書房、一九九五年)。
- (17) 詳しくは納家政嗣「冷戦後の核不拡散問題」『国際政治』一〇八号、一九九五年三月。同「核不拡散条約の恒久化と新たな課題」『国際問題』No. 四二六、一九九五年九月。
- (18) H. Bull and A. Watson, *The Expansion of International Society*, Oxford: Clarendon Press, 1984, Part III ~IV; H. Bull, *Anarchical Society*, London: Macmillan, 1977, Part 3.
- (19) M. Klare, *Rogue States and Nuclear Outlaws*, N. Y.: Hill and Wang, 1995 (邦訳、南雲和夫・中村雄二訳『冷戦後の米軍事戦略』かや書房、一九九八年)第一章。
- (20) 大量破壊兵器を強調した九〇年十一月二日のデーラ

- ンロのトニシト演説は U. S. Department of State, *Diplomatic Patch*, 26 Nov. 1990. シリントン政権発足までロナルド・レーガンと結びついた WMD 不拡散問題は安全保障政策の中心を占めた。それを明確にしたのは、Les Aspin, *Bottom-Up Review, Force Structure Excerpts*, U. S. Department of Defense, Sept. 1, 1993. クレアは九〇—九三年に rogue の使用頻度が一五倍になったという調査を紹介している。前掲書、二五—二六頁。A. Lake, "Confronting Backlash States," *Foreign Affairs*, 73-2, March/April 1994.
- (21) もう一つの地域紛争として想定されたのは朝鮮半島問題である。最近この戦略に批判的な見解がでてきた。「米国防委員会の二一世紀の国家安全保障に関する報告書」(上下)『世界週報』一九九八年二月一七日、二四日。
- (22) G. ケナン(近藤・飯田・有賀訳)『アメリカ外交五十年』岩波書店、一九九一年、一四六—一四七頁。
- (23) 仏、露、中国はイラクの妥協を引出すために UNSC OMC 査察に代えて長期的な監視・検証(OMV)体制への移行と経済制裁の解除を提案しているが、このような緩やかな検証ではイラクの大量破壊兵器開発疑惑はなし崩しに
- 放置されて行く可能性が大きい。UNSC OMC の対応について R. Butler, "The Lessons and Legacy of UNSCOM," *Arms Control Today*, 29-4, June 1999.
- (24) D. Resse, *The prospects for North Korea's Survival*, Adelphi Paper, No. 323 1998. 「北朝鮮の核査察に関する米会計検査院の議会報告書」(上下)、『世界週報』一九九八年九月二十九日、一〇月六日。今井隆吉、田久保防衛平松茂雄編『ポスト冷戦と核』勁草書房、一九九五年。
- (25) A. Karp, "Indian Ambitions and the limits of American Influence," *Arms Control Today*, 28-4, May 1998; B. Chellany, "After the Tests: India's Option," *Survival*, 40-4, Winter 1998/99; 芦澤久仁子「パキスタンの核政策」『海外事情』一九九九年三月。
- (26) L. Freedman, "International Security," *Foreign Policy*, No. 110, Spring 1998.
- (27) 対応はどの程度の現状修正を考えているかの判断によらず B. Buzan, *op. cit.*, Chap. 7.

(一橋大学教授)